

上野原市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

上野原市長

上野原市規則第10号

上野原市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

上野原市職員の給与の支給に関する規則（平成17年上野原市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第3項第2号中「年額130万円以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第17条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは給与条例第10条第5項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第18条第1項中「提示」の次に「又は第19条の10に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第19条の2第1項第1号中「第10条第6項」を「第10条第9項」に改める。

第19条の8第2号中「掲げる額」の次に「（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同条第3号中「掲げる額」の次に「（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第5項第1号に定める額を加算した額）」を加え、同条を第19条の9とする。

第19条の7を第19条の8とし、第19条の3から第19条の6までを1条ずつ繰り下げ、第19条の2の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第19条の3 給与条例第10条第2項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,

- 700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第20条の前に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第19条の10 給与条例第10条第5項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第18条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自動車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第8条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに

準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

- 2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第19条の11 給与条例第10条第5項の規則で定める職員は、第19条の9第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第19条の12 給与条例第10条第5項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円)とする。

(1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第20条の3第1項中「第10条第5項」を「第10条第8項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第10条第5項」を「第10条第8項」に改める。

第20条の4第1項中「第10条第6項」を「第10条第9項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（上野原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年上野原市条例第3号）第4条による改正後の上野原市職員給与条例第10条第5項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の第17条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。